第６部　共通的基盤的施策の推進

第１節　環境影響評価の推進

１　環境影響評価

環境影響評価とは、工業団地や住宅団地の造成等、大規模な開発事業を行う際に、事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者があらかじめ調査、予測及び評価し、その結果を事業内容の結果に反映させることにより、環境の保全に適正に配慮しようとするものであり、9年6月に公布された「環境影響評価法」及び11年3月に制定された「栃木県環境影響評価条例」の適切な運用に努めている。

(1) 本県の環境影響評価制度の歩み

昭和50年	3月	開発事業に対する環境影響評価の実施に関する方針の策定
平成 3年	4月	栃木県環境影響評価実施要綱の施行（制度内容面の充実）
9年	6月	環境影響評価法の制定（法制化・制度内容面の充実）
10年	1月	栃木県環境審議会へ諮問（「今後の環境影響評価制度の在り方について」）
	11月	栃木県環境審議会の答申
11年	2月	第252回栃木県議会定例会に条例案を上程
	3月	栃木県環境影響評価条例の制定
	6月	環境影響評価法の施行
		栃木県環境影響評価条例の施行

(2) 本県の環境影響評価制度の特徴

ア　対象事業の拡大

対象事業を、これまでの面的な開発事業の６種類に道路、ダム、廃棄物処理施設等の事業を追加し、18種類に拡大した。

イ　方法書の手続の導入

事業者が調査等を行う前に対象事業に係る環境影響評価を行う方法（環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法）を記載した方法書を公開し、住民、市町村長及び知事の意見を聴いて、環境影響評価の項目、手法を選定する手続を新たに導入した。

ウ　評価項目の拡大

これまで環境影響評価の対象としてきた典型７公害の項目及び自然環境５要素に生態系、廃棄物、温室効果ガス等の項目を追加した。

エ　住民参加機会の拡大

①　環境の保全の見地から意見を述べることのできる者の地域的な限定をなくし、誰でも意見を述べることができるようにした。

②　方法書の手続において、意見を述べる機会を新たに導入した。

③　必要に応じて公聴会を開催し、準備書について環境の保全の見地からの意見を直接述べることができるようにした。

オ　事後調査の導入

工事着手後の環境の状況を把握するための、いわゆる事後調査に関する計画を評価書の記載事項とし、事業者はこれに従って工事着手後に調査を行い、調査結果を知事に報告することとした。

カ　環境影響評価に関する技術的事項を調査審議するために、学識経験者から構成される栃木県環境影響評価技術審査会を設置し、知事が方法書及び準備書について意見を述べる際に審査会の意見を聴くこととした。

(3) 環境影響評価の指導等の状況

手続中の事案はダム新築に係る事業が1件あるが、12年度に終了した方法書手続を受けて事業者が調査等を実施している。

この他、14年度においては、事業着手後の事業について、提出された事後調査報告書を審査し、環境保全上必要な指導等を行った。

図６－１　環境影響評価の手順

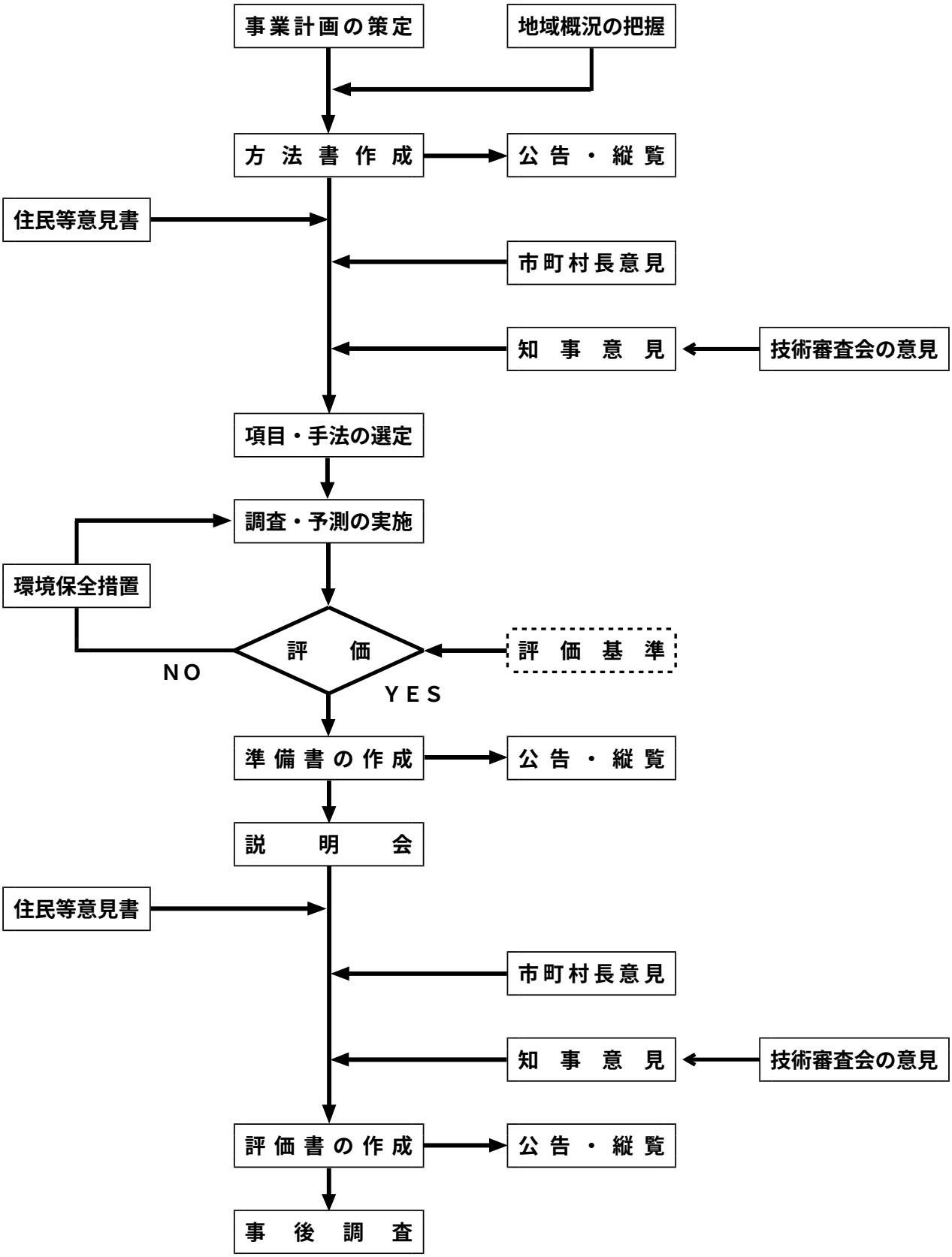

第２節　調査及び研究の実施

１　保健環境センターにおける調査研究

環境汚染の実態把握と未然防止を図るため、以下の課題について調査研究を行っている。

(1) 大気環境関係

ア　栃木県における浮遊粒子状物質（SPM）の挙動について

13年度大気汚染常時監視測定結果報告書によれば、短期的評価でSPM環境基準が未達成である。

栃木県では、7月と12月にSPMが高い傾向にあり、その原因を調査するため、四半期毎に黒磯、小山の2地点でサンプリングを行った。さらに、県内のSPMデータ、気象データを用いて解析を行った。小山との相関係数で見ると、栃木、真岡、足利、烏山、宇都宮、黒磯、鹿沼、藤原の順に高かった。

夏場のSPM濃度の高い日には、天気図の型、局地風型、大気安定度など共通の型があることが分かった。

イ　酸性雨及び浮遊粒子状物質調査

関東地方環境対策本部大気環境部会事業として、関東甲信静の各地方研究機関と共同で、梅雨期影響調査、年間沈着量実態調査、土壌影響及び金属腐食調査を行った。また夏季、冬季に浮遊粒子状物質のサンプリングを道路沿道、一般環境で行った。

全国環境研究所協議会第３次酸性雨調査に参加し、湿性降下物を採取、分析した。

ウ　大気環境に関する行政依頼検査

大気環境調査として、有害大気汚染物質調査、金精峠における夏季酸性霧調査、酸性降下物量調査、降下ばいじん量調査、文部科学省委託による環境放射能調査及び環境省委託による国設日光酸性雨測定所調査を実施した。

また、前記調査の他、臭気指数導入調査、苦情による騒音、振動調査、ばい煙発生施設調査を行った。15年度も同様の調査を実施する。

(2) 水環境関係

ア　湯の湖・中禅寺湖のコカナダモに関する調査

湯の湖におけるコカナダモの繁茂は景観の悪化を招くなど多くの問題を抱えている。14年度は、コカナダモの繁殖範囲、現存量及び栄養塩類（窒素・りん）の固定量を把握した。また、環境管理課において実施した試験刈取りによる湖水への影響も併せて調査し、窒素・りんの湖外持ち出し量を把握した。

15年度は、コカナダモの刈り取りと水質との関係について検討を進める。

イ　水環境に関する行政試験検査

工場・事業場排水、ゴルフ場排水及び鉱山排水の水質分析、ダム湖の水質調査、水生生物調査、水道水の水質調査のほか地下水汚染等水質にかかわる緊急時、異常時の水質の分析検査を行った。

15年度においても、公共用水域や工場・事業場排水、水環境中の未規制化学物質、異常水質原因物質、水道水などの水質測定、分析を行う。

(3) 廃棄物関係

ア　廃棄物最終処分場における水収支と溶出特性に関する研究

処分場の適切な維持管理に資することを目的として、埋め立て期間中の水収支及び浸出水中の化学物質の溶出特性を調査し、安定度の評価手法を構築するための研究を14年度から開始した。

イ　廃棄物の有効利用に関する調査研究

溶融スラグは焼却灰の無害化・減量化が図れることから、各市町村において溶融処理施設の設置が進められている。今後大量に排出される溶融スラグの有効利用に対応するため、12年度から安全性の確認試験及び環境面での利用方法の研究を行っている。

ウ　廃棄物に関する行政試験検査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱」、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」等に基づき処分場の浸出水・排水、周辺地下水の水質検査及び廃棄物・土壌の溶出検査を行っている。

(4) 環境ISO関係

継続的な環境保全活動を推進するため、また、県庁におけるモデルケースとして保健環境センターにおいて環境に関する国際規格であるISO14001の取組を推進している。

11年度は環境マネジメントシステムを構築した。12年度は審査機関による審査を受け、10月にISO14001規格に適合し登録、13年10月に維持審査を受け、変更登録された。（JSAE282：(財)栃木県環境技術協会及び(財)栃木県保健衛生事業団岡本水質食品検査所を含む。）

13年度からは、登録のノウハウを活用し事業者に対する相談業務、アドバイス事業を実施し、14年度は相談業務を継続しながら環境報告書を作成した。

2　消費生活センターにおける調査研究

(1)　リーダー養成講座

ア　無洗米と普通米の環境負荷について

無洗米は、利便性と研ぎ汁による環境負荷の低減につながることから、急速に普及が進んでいる。

しかし、アンケートの結果では25%の人が無洗米を研いでいるとの結果だったので、研いだ場合でも、無洗米は水質汚濁負荷の低減につながるかどうかを調べた。

その結果、無洗米は研いだ場合でも研ぎ汁による水質汚濁負荷は、1/2から1/3に低減されるという結果が得られた。また、アンケートの結果では、味もおいしいということであった。

イ　紫外線を考える

紫外線について考えることは、日やけやしみなどの美容上の問題や皮膚がんなど体への影響だけでなく、環境問題の一つであるオゾン層の破壊について考える上でも重要である。

そこで、身の回りの品物や化粧品について、その紫外線カット率を測定した。

測定したのは、UVカットを謳った化粧品や普通の化粧品、サングラス、傘、ハンカチ、スカーフ、メガネ、Tシャツなどである。

その結果、普通の化粧品や普通のメガネでも一定のカット率を示した。また、薄手のTシャツでもかなり紫外線をカットできることがわかった。

3　環境審議会

「環境基本法」第43条の規定に基づき、都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査審議させるため、環境の保全に関し学識経験者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くこととされている。

本県では、「栃木県環境審議会条例」により、栃木県環境審議会（以下この節において「審議会」という。）を設置している。

審議会は、30人の委員（学識経験者等）と4人の特別委員（国の地方行政機関の長又は職員）で組織されている。委員、特別委員とも任期は2年となっている。

14年度は、8月と2月に会議を開催し、知事が「栃木県公害防止条例の見直し」について諮問を行ったほか、知事から諮問があった事項について答申を行った。

15年度においても、環境の保全に関する重要な事項について、審議会で調査審議を行う予定である。

第３節　環境情報の整備・提供

1　環境情報の整備・提供の状況

県民が欲しい情報を、欲しい時に、正確に、そしてわかりやすい形で提供することは、環境問題を正しく認識し、環境保全に関する個人の責任と役割を理解する上でも重要なことである。

生活の様々な場面において、自主的で積極的な環境保全活動を促すような適切な環境情報の整備と情報提供体制の強化、体系化が必要とされている。

そのためには、県の広報媒体（「県民だより」、「広報誌とちぎ」、「県庁だより」等）はもとより、環境報告書や環境情報誌、各種パンフレットなどにより適時、適切な環境情報の提供に努めるとともに、環境情報を整備し、インターネットを活用した情報提供体制を整備する。

2　環境情報の整備・提供事業

(1) 行政資料の提供

本県の環境全般に関する行政資料「環境の状況及び施策に関する報告書（環境白書）」の概要版「栃木の環境」を作成・提供するとともに、大気、水、地盤環境など監視測定・調査した結果について適時公表し、環境保全活動を促す。

また、12年度に開設したインターネットのホームページ「とちぎの環境」については、引き続き内容の充実に努める。（表６－１）

表６－１　ホームページ「とちぎの環境」登載項目等

項　　目	内　　容
環境に関する各種計画等	栃木県環境基本計画 栃木県庁環境保全率先実行計画 栃木県地球温暖化対策地域推進計画 栃木県環境学習推進指針 栃木県地域新エネルギービジョン 栃木県循環型社会推進指針
環境関係条例、規則等	栃木県環境基本条例 栃木県公害防止条例、施行規則等 栃木県環境影響評価条例、規則等
栃木県の環境の状況 （環境の状況及び施策に関する報告書の概要）	大気環境、水環境、騒音・振動・悪臭の状況 土壌・地盤沈下の状況 廃棄物・リサイクルの状況、科学物質の状況 自然環境の保全、都市環境の保全、河川環境の保全 公害紛争処理の状況　等
児童・生徒向け環境のページ	「地球を救え！」 こどもエコクラブ　等
その他	環境学習関連施設の紹介　　環境クイズ 環境学習関連イベントの紹介　環境家計簿　等

(2) 環境学習に関する情報の提供

従来、環境学習に関連するイベントを掲載した冊子「環境学習ガイドブック」で提供していた情報を、14年度からは、ホームページ「とちぎの環境」に掲載することで、情報のきめこまかな更新に努めた。

また、環境学習関連施設の紹介や、環境クイズの掲載等、インターネットによる情報提供機能を活用した新鮮で使いやすい情報の提供に努めた。

第４節　土地利用面からの環境配慮

県土は、県民の生活や生産活動の共通の基盤であり、かつ、限られた資源である。

その利用に当たっては、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」の創造にふさわしい住みよい、豊かな地域社会となるよう、栃木県土地利用基本計画を基本として、各種の土地利用関係法の適切な運用を図り、環境の保全に配慮し、かつ、地域の特性を活かした秩序ある土地利用を促進するため、次のような指導を実施している。

１　土地利用に関する事前指導

(1) 大規模開発事業に関する土地利用の事前指導

県土の総合的かつ計画的な利用を図るため、5ha以上の土地（監視区域（大田原市など5市町）内の土地にあっては2ha以上）、2ha以上の農地を含む土地又は2ha以上の自然公園区域を含む土地について開発事業等を行おうとする場合は、「都市計画法」、「農地法」、「森林法」等の個別規制法に基づく開発行為の許可申請等の前に、「土地利用に関する事前指導要綱」により事業計画の概要の提出を求め、土地利用に関する総合的な見地から指導助言を行っている。

この事前協議においては、大規模開発に伴う周辺環境への影響を重視し、開発区域内の緑地確保・景観の維持対策、また、排出される環境汚染物質の量や排出先に及ぼす影響についても検討し、適切な環境が保全されるよう所要の指導を行っている。

(2) 「国土利用計画法」に基づく土地取引に係る利用目的の審査

県では、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、「国土利用計画法」に基づく届出制度により、一定規模以上の面積に係る土地売買等に関して、土地の利用目的等の審査・指導を行っている。

利用目的の審査については、自然環境の保全等に係る各種土地利用に関する計画への適合性等の判断を行い、必要に応じ、勧告・助言等の措置を講ずることとしている。

２　大規模建築物に関する事前指導

大規模な建築物やリゾートマンションなどの建築計画について、本県の優れた自然景観や生活環境を保全するため、都市計画区域以外及び非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域（関係29市町村）において、高さ13mを超える建築物又は建築面積1,000m^{2}以上の建築物を建築しようとする場合、「大規模建築物の建築に関する事前指導要綱」により、建築や土地利用に関する法令等の一体的な運用とあいまって、事前に建築計画の提出を求め、指導を行っている。

この事前指導においては、建築物の高さ、緑地帯の幅、意匠、排水処理などについて指導基準を設け、自然景観や生活環境に配慮した建築計画となるよう指導している。